

書以降の翻訳作業では慎重に区別がなされていた。ところが、4世紀末から5世紀初頭以降、キリスト教文献中に浸透・定着し始め、とりわけキュリオスの言説が両者の混淆に決定的な役割を果たした。一方、宗教的な罪と視覚的・身体的な病いを明確に区別するクリュソストモスのような大家もいた。それでも時代をくだるにつれ、二つのスティグマの融合は不可避的に進み、そのままハンセンの時代へといたる。今、評者がためにランダムハウス英和大辞典を引いてみると、leperには「(人に)避けられる人、忌みきらわれる人」という隠喩的用法がある。本書は、おそらくは依然としてアクチュアルで深刻な状況を見ずえてであろう、提言的にこう結語を示す(レプラは)「後世に付加された過剰な「神話」をことごとく削ぎ落したうえで、ふたたびその出自たる古代の祭祀の世界に戻されてしかるべきだろう」。すなわち「脱神話化と脱医学化」である。

ところで、病いを穢れとして排除するユダヤ教、罪として救いと赦しを与えるキリスト教(竹下節子『疫病の精神史』ちくま新書, 2021年)、このコントラストについて著者にコメントを求めたいのだが、的はずれであろうか?

「序論」で、ソシュール言語学、フーコー考古学、デリダ脱構築などを引用しながら「レプラとエレファンティアシスをめぐる「記号体系」を生み出す「前時代」の言説とそれを取り巻く「社会的事象」を視野に入れた研究」を宣言する本書には、ポストモダン歴史学の支柱をなす言語論的転回(=構築主義)が通奏低音として響いている(もっとも言語論的転回といっても、歴史研究に直接大きな影響を与えたヘイドン・ホワイトの「歴史の詩学」「歴史の喩法」はソシュールやデリダとの関係が意外と希薄であることを蛇足ながら付け加えておく)。隔離政策は是か非か、善か悪かといった倫理的議論の位相を超えてあらたな地平を切り拓いただけにとどまらない。現代歴史学一般に刺激を与えるところ大なる成果であり、その評価が、ハンセン病史、キリスト教史、医史学など狭い領域に押しこめられたりしては惜しい書である。

(平井雄一郎)

[新教出版社, 〒162-0814 東京都新宿区新小川町9-1, TEL. 03 (3260) 6148, 2022年7月, A5判, 279頁, 5,400円+税]

青木歳幸, W・ミヒエル 編

## 『天然痘との闘い III 【中部日本の種痘】』

本書は青木歳幸氏を代表とする科研費研究による研究成果であり、九州編・西日本編に続くシリーズ3巻目となる。続く東日本編をもって全4巻で完結するとのことである。九州編については本誌第65巻1号に鈴木友和氏による書評、西日本編については同第68巻1号に渡部幹夫氏による書評がある。本稿では、前段で本書が対象とする中部日本の種痘史研究における本書の意義、後段で本シリーズを通して明確化されつつある種痘史研究の論点について述べたい。

まず、中部日本の種痘史研究における本書の意義は、①これまで研究蓄積のある地域の種痘やその担い手に関する再調査・新知見と、②既存研究

が乏しい地域の種痘に関する新規研究の開拓とに、大まかに分けられよう。①としては信濃や三河の総合的な種痘史像の解明、②としては福井藩・鯖江藩による出張種痘や越中の明治初期の種痘政策、甲斐の種痘伝播ルートの整理などが挙げられる。過去の研究に用いられた史料のうち、少なくとも一部分が行方不明や滅失の状態にあることも判明し、継続的な調査研究や資料保存体制の重要性も痛感される。①②に加えて、③人物ベースで見ても、伊藤圭介や大垣江馬家の尾張・美濃・飛騨を中心とした広域的・横断的な役割が改めて明らかになった。人物ベースの種痘伝播の物語には武勇伝的・紋切り型のエピソードがつきもので

あり、伝記的史料を用いる際には慎重な史料批判が求められるが、本書はこのことにも自覚的であるように見受けられる。

次に、本書を含む本シリーズを通してこの間明確化されつつある近世・近代日本の種痘史研究の論点について述べる。第一は、近世段階で種痘の普及を主導する「主体」の問題である。①藩が主導して所領内の住民を対象に行う型（本書では、福井・鯖江・小諸・上田の各藩など。以下カッコ内同趣旨）と、②多くは蘭方医たる在村医が中心となり一定地域内の住民を対象に行う型（松本～上伊那・越中・甲斐など）、両方の事例がこの間に蓄積されつつある。あるいは③藩医が藩の政策の一環というよりいわば一医師として種痘に参画する中間的な型もある（伊藤圭介・江馬家）。①の藩主導型は少数であるが、公儀による全国的な医療政策がほぼ存在しない近世段階で、種痘を藩レベルでの公衆衛生政策や人口政策の萌芽として位置づけることができるか否かという点で、さらなる究明が期待される（この点については大野藩の種痘政策に関するエーラスの指摘も参照。Maren A. Ehlers, *Give and Take: Poverty and the Status Order in Early Modern Japan*, Harvard University Press, 2018）。

第二に、上記①②③いずれの型においても、「誰が」種痘の費用を負担するのかという問題がある。直接の受益者たる被接種者とその家なのか、それ以外、つまり藩や医師などなのか。加えて藩主導の場合には、被接種者から謝礼をとらないことに「慈恵」性を見いだすことが妥当なのか、また強制力がともなったかどうかが焦点となる。

第三に、こうした近世段階での実施主体の違いが、種痘の普及度合いともあいまって、明治維新以降の種痘行政にいかなる連続と断絶を生じさせているのかが問われよう。たとえば藩の種痘所や医学所が西洋式の医学学校兼病院へと発展する場合があるが、それがすぐに廃止される事例も少なくない。移行期の医事行政を包括的に明らかにしていく中で、種痘を近世から近代へと続く長期的な「医療の近代化」の重要な一要素として位置づけることが可能となるだろう（新川県・松本藩など）。

最後に、日本列島社会における人痘種痘の位置づけについて考えてみたい。本書「総論」は、その技法の洗練や痘苗入手の容易さという長所を強調しつつ「人痘接種法は日本に根付くにはいたらなかった」と結論づける。ただ牛痘種痘法も長い目で見れば「根付いた」ことは明らかだが、量的には人痘種痘法を一気に凌駕するほどに普及したともいいがたい。本シリーズによって明らかかなように、日本列島の多くの地域で初期段階に導入された牛痘苗は途絶え、地域住民に集団免疫を獲得させるような状況にはほど遠かったというのが近世社会の現実であろう（もちろんその「現実」が史料に即して明らかにされたこと自体に大きな意義がある）。しかもある時点までは、牛痘種痘が必ずしも人痘種痘に比して「安全」な技法であるとはいえない状態が続いた。各段階で牛痘種痘の人痘種痘に優越するメリットは何であったのか、前者が後者を上回ることが誰の目にも明白となるのはいかなる時点においてであったのか。その上であらためて、なぜ日本社会における人痘種痘の広がりは一牛痘種痘伝来に約50年もの年月を要したにもかかわらず、結局は限定的なものにとどまったのか。近年イギリスでジェンナー法以前に人痘種痘が大きな営利的成功を収めていたことが明らかにされているように（Gavin Weightman, *The Great Inoculator*, Yale University Press, 2020）、淘汰されるべき運命にあったという先入観を取り払うことで人痘種痘法の新たな位置づけが可能となるかもしれない。

本シリーズ各書は冒頭に「序論」と「総論」、その後「各論」や「史料編」がおかれる形式をとる。「総論」は各地域にとどまらず日本の種痘史全体にかかわる重要な知見である。また本書には西日本編の「補遺」も含まれている。そのため、特定地域の種痘について知りたい場合でも、ぜひ本シリーズ全体を参照することをおすすめしたい。

（廣川 和花）

[岩田書院, 〒157-0062 東京都世田谷区南烏山  
4-25-6-103, TEL. 03 (3326) 3757, 2022年9月,  
A5判, 345頁, 7,400円+税]